

石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第9回）	平成25年2月13日（水）10:50～11:20
	前回（第8回）	平成24年11月20日（火）13:30～13:50
場 所	宮城県庁11階 第二会議室	
復興整備事業	<p>市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市中央三丁目1番地区第一種市街地再開発事業 ・石巻市新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・石巻市あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業 <p>都市施設の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門脇流留線都市計画道路事業 ・南光門脇線都市計画道路事業 ・湊中央線都市計画道路事業 ・釜大街道線都市計画道路事業 ・防災緑地1号都市公園事業（津波防災緑地） 	
出席者	石巻市	震災復興部次長 堀内 賢市 〃 復興政策課長 大塚 智也 〃 区画整理課長 木村 茂徳 産業部農林課技術課長補佐 村上 秀樹 震災復興部復興政策課主査 内藤 昌利
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤 達也 〃 主査 児玉 昌也
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興推進係長 加賀谷 純
	宮城県	土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 農林水産部農業振興課長 高瀬 修 震災復興・企画部地域復興支援課長補佐（総括担当） 田村 賢治

○協議内容

- 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）
 - ・出席者紹介
 - ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
 - ・傍聴人への注意

2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の堀内震災復興部次長が議長となる。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(石巻市事務局 震災復興部復興政策課長 大塚)

【様式第2ほか図面等により説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(石巻市震災復興部次長 堀内)

今回の石巻市復興整備計画では、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 震災復興部区画整理課長 木村)

【様式第2に添付する都市計画図書について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部都市計画課長 櫻井)

都市計画決定について補足説明。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(石巻市震災復興部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 産業部農林課技術課長補佐 村上)

【様式第8について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局 農村計画部の清水課長様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

ただいま御説明のありました事業の土地利用方針について異存ありません。これまでに新蛇田土地区画整理事業の着工がありましたけれども、本日の地区も1日も早い被災者の移転を実現していただけるようお願い申し上げます。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。
最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。
以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

○協議結果

- ・市街地開発事業（石巻市（新蛇田南地区・あけぼの北地区・新門脇地区・湊東地区）被災市街地復興土地区画整理事業）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会で了承された。
- ・市街地開発事業（石巻市（新蛇田南地区・あけぼの北地区）被災市街地復興土地区画整理事業）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。